

RSM 清和監査法人 公認会計士 中村 直樹  
公認会計士 高橋 良輔

## I. はじめに

今月のSeiwa Newsletterは、特別号として、2024年度の税制適格ストックオプションに関する税制改正について説明します。

## II. スtockオプション制度の復習

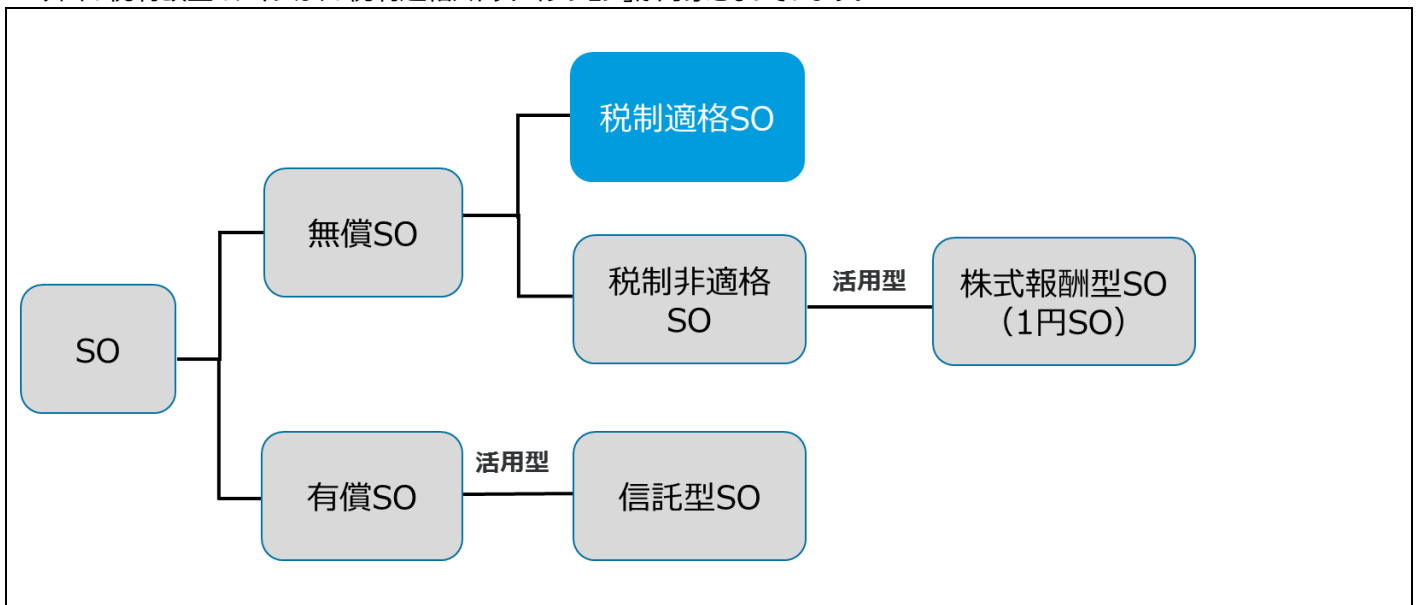
### (1) スtockオプション (以下、SO) について

#### ① スtockオプションの種類

Stockオプションには、有償Stockオプションや無償Stockオプションがあり、これらを活用した様々なStockオプションがあります。

#### ② 税制改正の対象となるStockオプション

今回の税制改正のメインは、「税制適格Stockオプション」が対象となっています。



### (2) 税制適格Stockオプションについて

#### ① 制度の概要

一定の取締役・使用人等が株式会社から一定の要件を満たす新株予約権（税制適格Stockオプション）を付与された場合において、新株予約権行使時の給与所得課税は行われず、株式売却時のみの譲渡益課税となる制度になります。

## ② 税制適格ストックオプションの税務メリット

税制非適格ストックオプションと比較して、課税タイミング及び税率が優遇されており、下記赤字部分が大きな相違点となります。

### 税制非適格ストックオプション

**Point**

行使時に課税  
給与所得 (最高約55%)

- 税制非適格SOは**行使時**と**売却時**の**2回の課税タイミング**がある
- 権利行使時は株式を取得したのみであり、担税力のない状態で**給与所得として課税**される。なお税率は累進課税が適用され、**最大で約55%**が適用される
- 売却時は売却時株価と権利行使時の株価の差額である売却益に対して譲渡所得として課税される (税率は約20%)

### 税制適格ストックオプション

**Point**

売却時まで繰延  
譲渡所得 (約20%)

- 税制適格SOは権利行使時に課税はされず**売却時まで繰延**される。(課税タイミングは1回のみ)
- 売却時は株式売却時の株価と権利行使価額との差額に対して**譲渡所得として課税**される (税率は約**20%**)

## III. 税制改正の内容

### (1) 改正内容の概要

改正点は下記の赤字になります。以降で各項目の内容の詳細を解説いたします。

項目	適格要件	税制改正
付与の対象	・会社およびその子会社の取締役・執行役・使用人 ・社外高度人材 (一定の要件あり)	R 6 改正 : 社外高度人材の要件緩和(①)
発行価格	無償発行	
権利行使期間	付与決議日後 2 年を経過した日から10年を経過する日まで (設立 5 年未満の非上場会社は15年を経過する日まで)	R 5 改正 : 一定の非上場会社は15年に延長
権利行使限度額	年間の合計額が1,200万円を超えないこと	R 6 改正 : 年間の権利行使額の限度額拡充(②)
権利行使価額	SOに係る契約締結時の時価以上の金額とすること	R 5 通達改正 : 純資産価額法が許容
譲渡制限	他者への譲渡が禁止されていること	
保管委託	権利行使により取得する株式につき、証券会社等による保管がされること (税制適格SOの専用口座での管理)	R 6 改正 : 保管要件の緩和(③)

## (2) 改正内容の詳細

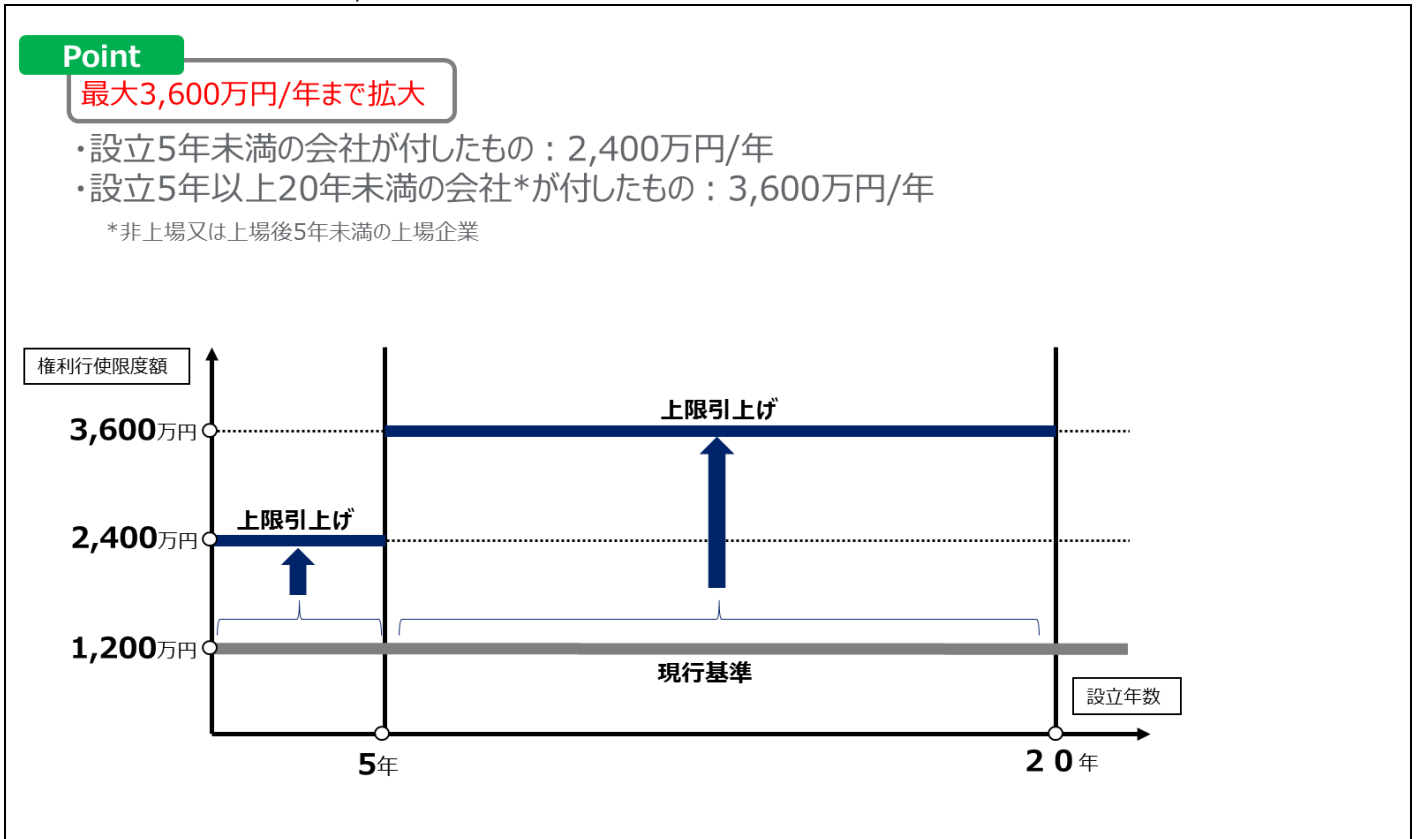
### ① 外部協力者に対してストックオプションを発行する際の要件の見直し（新株予約権の付与対象者の拡充等）

新株予約権の付与対象者である社外高度人材への付与要件を緩和、認定手続きを軽減するなどの拡充が行われました。

	改正前			改正後									
国家資格 (弁護士・会計士等)	国家資格を保有	3年以上の実務経験	国家資格を保有	削除									
博士	博士の学位を保有	3年以上の実務経験	博士の学位を保有	削除									
高度専門職	高度専門職の在留資格 をもって在留	3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格 をもって在留	削除									
教授・准教授	なし			教授及び准教授									
企業の役員経験者	上場企業で	3年以上の役員経験	上場企業 又は 一定の非上場企業で	役員・執行役員等 (重要な使用人)の 経験が1年以上									
先端人材	将来成長発展が期待される分野の 先端的な人材育成事業に選定され従事していた者			将来成長発展が期待される分野の 先端的な人材育成事業に選定され従事していた者									
エンジニア・ 営業担当者・ 資金調達従事者等	過去 10 年間	製品又は役務の開発に 2年以上従事	一定の売上高要件を 満たす	過去 10 年間	<table border="1"> <tr> <td>製品又は役務の開発に2年以上従事</td> <td>一定の売上高要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>製品又は役務の開発に2年以上従事</td> <td>一定の支出要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>製品又は役務の販売活動に2年以上従事</td> <td>一定の売上高要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>資金調達活動に2年以上従事</td> <td>一定の資本金等要件を満たす</td> </tr> </table>	製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす	製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の支出要件を満たす	製品又は役務の販売活動に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす	資金調達活動に2年以上従事	一定の資本金等要件を満たす
製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす												
製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の支出要件を満たす												
製品又は役務の販売活動に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす												
資金調達活動に2年以上従事	一定の資本金等要件を満たす												

### ② 1年あたりの権利行使価格の限度額引き上げ

スタートアップ企業の人材獲得力向上のため、スタートアップ企業が付与するストックオプションの1年あたりの権利行使価額の上限を最大で改正前の3倍となる年間3,600万円へ引き上げが実施されました。

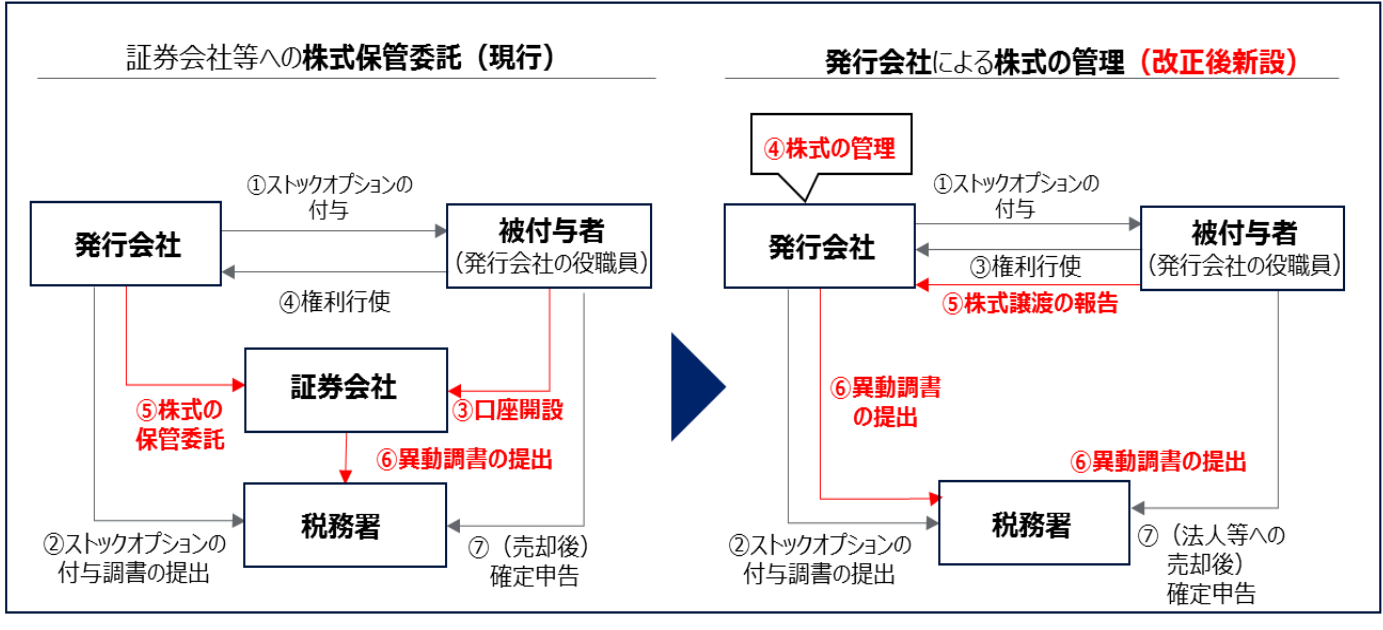


		改正前	改正後		
1年あたりの 権利行使価格	設立年数、上場・未上場を問わず、 一律1,200万円		非上場	上場	
		設立5年未満	2,400万円	2,400万円	
		設立5年以上 20年未満	非上場	3,600万円	-
			上場後 5年未満	-	3,600万円
			上場後 5年以上	-	1,200万円
設立20年以上	1,200万円	1,200万円			

③ 権利行使により交付される株式（適用対象となる新株予約権に係る株式）の保管委託要件の緩和  
 これまでは、税制適格ストックオプションの要件を満たすために、証券会社等と契約し、専用口座を従業員ごとに開設し、株式の保管委託をする必要がありましたが、企業買収時等において機動的に対応できるよう、証券会社等による管理に代えて、スタートアップ企業自身による管理の方法が新設されました。

**Point**  
 譲渡制限株式（非上場会社）も使いやすくなった

- ・従来：証券会社は非上場株式の取り扱いをしていなかった
- ・従来：コストや時間がかかりMAによるエグジットを阻害



④ まとめ

今回の税制改正に伴い、税制適格ストックオプションの利用に際して、発行会社・付与対象者共に有利な改正となり、2024年4月1日から適用となっています。

Point		■ 適用時期
	有利になった	2024年4月1日
1	外部協力者に対してSOを発行する際の要件の見直し	社外高度人材への付与要件を緩和、認定手続きを軽減するなどの拡充を行う
2	1年あたりの権利行使価額の限度額引き上げ	スタートアップ企業の人材獲得力向上のため、スタートアップ企業が付与するSOの1年あたりの権利行使価額の上限を最大で改正前の3倍となる年間3,600万円へ引き上げ実施される
3	権利行使により交付される株式の保管委託要件の緩和	企業買収時において機動的に対応できるよう、証券会社等による管理に代えてスタートアップ企業自身による管理の方法が新設される

#### IV. その他

##### Q&A

過年度発行のストックオプションも、以下に記載の通り、契約書等を変更すれば、新税制対応版への変更が可能となっています。

?	過年度発行SOも新税制対応版に変更できるのか？	!
	可能。施行後（2024年4月1日）から12月31日までに契約書を変更する必要がある。	
?	遡及変更する場合、全て変更しなければならないのか？一部のみ（ex.保管要件）変更でも良いのか？	!
	一部のみでも可能。但し、有利な税制改正なので全部変更した方が得策だと思われる。個別に何度も変更するは手間になる。	
?	一定の非上場企業の「一定の」とは？	!
	VCなど外部から出資を受けている会社のこと	